

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）第11条第1項の規定により、「名古屋大学（東山）地域連携グローバル人材育成拠点施設整備等事業」（以下「本事業」という。）に係る事業者の選定に関する客観的な評価の結果をここに公表する。

2020年1月31日

国立大学法人名古屋大学長 松尾 清一

名古屋大学（東山）

地域連携グローバル人材育成拠点施設整備等事業

審査講評

2020年1月31日

国立大学法人 名古屋大学

## 目次

<b>第1章 事業概要</b> .....	<b>2</b>
1 事業名称 .....	2
2 公共施設等の管理者 .....	2
3 事業場所の概要 .....	2
4 事業内容 .....	2
5 事業範囲 .....	3
6 事業期間 .....	3
7 事業実施 .....	4
<b>第2章 経緯</b> .....	<b>5</b>
1 落札者決定までの主な経緯 .....	5
2 事業者選定方式 .....	5
3 事業者選定方法 .....	6
4 事業者選定の体制 .....	6
<b>第3章 競争参加資格確認審査（第一次審査）</b> .....	<b>7</b>
1 競争参加資格の確認審査 .....	7
2 民間付帯施設事業提案の採否 .....	7
<b>第4章 提案内容審査（第二次審査）</b> .....	<b>8</b>
1 入札金額の適格審査 .....	8
2 基礎項目の適格審査 .....	8
3 加点項目の審査 .....	9
4 総合評価 .....	10
5 VFM評価 .....	10
<b>第5章 審査講評</b> .....	<b>11</b>
1 個別講評 .....	11
2 総合講評 .....	13

## 第1章 事業概要

### 1 事業名称

名古屋大学（東山）地域連携グローバル人材育成拠点施設整備等事業

### 2 公共施設等の管理者

国立大学法人名古屋大学長 松尾 清一

### 3 事業場所の概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 事業計画地面積 | 約 14,100 m <sup>2</sup> （名古屋大学東山団地の一部）                      |
| (2) 接道条件    | 前面道路 市道山手グリーンロード 幅員 24.54m<br>（市道八事線、都市計画道路 3・3・65 茶屋ヶ坂牛巻線） |
| (3) 区域      | 市街化区域   |
| (4) 用途地域    | 第1種住居地域   |
| (5) 建ぺい率    | 60%（名古屋大学東山団地地区計画により 40%）                                   |
| (6) 容積率     | 200%  |
| (7) 高さ制限    | 31m 高度地区（名古屋大学東山団地地区計画により 60m）                              |
| (8) 防火・準防火  | 準防火地域   |
| (9) 日影規制    | 名古屋市中高層建築物日影規制条例  |
| (10) 地区計画   | 名古屋大学東山団地地区計画   |
| (11) 地域地区   | 文教地区、都市景観形成地区（四谷・山手通）、緑化地域、<br>宅地造成工事規制区域                   |
| (12) 許可     | 用途許可（建築基準法第48条第5項ただし書）                                      |
| (13) 壁面位置制限 | あり（名古屋大学東山団地地区計画による）  |
| (14) その他    | 都市計画施設（学校）、地下鉄沿線 30m以内                                      |

### 4 事業内容

事業の内容は以下のとおりである。

#### (1) 事業の方式

- 1) 本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、事業者は名古屋大学（東山）地域連携グローバル人材育成拠点施設（地域連携グローバル人材育成拠点施設を構成する教育研究棟、福利厚生棟及び関連する外構を総称して、以下「本施設」という。）を設計・建設した後、大学に本施設の所有権を引渡し、事業期間中に係る維持管理業務を行う、BTO（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施するものとする。
- 2) 本施設及び民間付帯施設（以下総称して「本施設等」という。）の施設整備業務の実施に当たって必要とする範囲（ただし、原則として、事業場所の範囲内とし、かつ、建設工事の進捗に応じて必要とする部分に限るものとする。詳細については、大学と事業者の協議により定めるものとする。）の土地は、事業者は無償で貸与するものとする。
- 3) 本施設における維持管理業務の実施に当たって必要とする範囲の床は、事業者は無償で貸与するものとする。

## (2) 本事業のうち民間付帯施設の事業の方式

民間付帯施設事業は大学に新たな付加価値を生み出し、大学全体の魅力が向上することを期待するものであり、事業内容は入札参加者の提案によるものとし、独立採算で行うものとする。

建設場所は、本施設との合築又は別棟で提案するものとする。

民間付帯施設事業の実施条件は以下の1)による実施を前提とするが、2)・3)での実施、又は1)・2)・3)を組み合わせた実施も可能とする。

- 1) 本施設と合わせて民間付帯施設を設置し、民間付帯施設は選定事業者が保有・運営（合築・BOT方式）
- 2) 本施設と合わせて民間付帯施設を設置し、民間付帯施設は大学に負担付き寄附により無償譲渡した後、選定事業者が運営（合築・BTO方式）
- 3) 施設整備が可能な範囲の一部に、本施設とは別に民間付帯施設を設置し、民間付帯施設は選定事業者が保有・運営（別棟・BOT方式又はB00方式）

## 5 事業範囲

事業者が実施する本事業の主な範囲は以下のとおりである。

### (1) 施設整備業務

施設整備業務は、本施設のすべてを対象とする。

- 1) 事前調査業務及びこれらを実施するうえで必要となる業務
- 2) 設計業務及びこれらを実施するうえで必要となる業務
- 3) 建設工事・工事監理業務及びこれらを実施するうえで必要となる業務
- 4) 既存建物等の解体撤去業務
- 5) 各種申請等業務及びこれらを実施するうえで必要となる業務
- 6) その他必要な関連業務

### (2) 維持管理業務

維持管理業務は、本施設を対象とする。ただし、福利厚生施設については、事業者が施設整備を行ったものに限る。大規模修繕は含まない。

- 1) 建物保守管理業務
- 2) 建築設備保守管理業務
- 3) 外構施設保守管理業務
- 4) 清掃衛生管理業務
- 5) その他必要な関連業務

### (3) 民間付帯施設事業

民間付帯施設事業は、事業者の提案により整備する施設を対象とする。

- 1) 民間付帯施設の施設整備業務
- 2) 民間付帯施設の維持管理業務
- 3) 民間付帯施設の運営業務

## 6 事業期間

### (1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から 2038 年 3 月 31 日までとする。  
なお、本事業のうち民間付帯施設事業に限っては、(4)1)の期間とする。

(2) 施設整備業務の期間

- 1) 施設整備業務は、二期に分けて実施する。
- 2) 交流広場等を除く部分の施設整備業務期間（第一期整備分、交流広場等の設計を含む）は、事業契約締結の日から 2023 年 2 月 28 日までとする。
- 3) 交流広場等の施設整備業務期間（第二期整備分、交流広場等の設計を除く）は、2023 年 5 月から 2023 年 9 月 30 日までとする。
- 4) 本施設のうち、第一期整備分の施設の引渡日は 2023 年 2 月 28 日、供用開始日は 2023 年 4 月 1 日とする。
- 5) 本施設のうち、第二期整備分の施設の引渡日は 2023 年 9 月 30 日、供用開始日は 2023 年 10 月 1 日とする。

(3) 維持管理業務の期間

- 1) 維持管理業務の期間は、本施設の第一期整備分は 2023 年 4 月 1 日から事業期間終了日である 2038 年 3 月 31 日まで、第二期整備分は、2023 年 10 月 1 日から事業期間終了日である 2038 年 3 月 31 日までとする。
- 2) 2023 年 3 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの期間は供用前準備期間とする。

(4) 民間付帯施設業務の期間

- 1) 民間付帯施設事業に関する事業期間は、事業契約締結の日から（事業期間終了日である）2038 年 3 月 31 日までとする。
- 2) 民間付帯施設事業の施設整備業務は、(2)2)の期間内に行うものとする。
- 3) 民間付帯施設に係る土地又は建物の賃料は、原則民間付帯施設事業の運営に係る内装等工事の開始日より発生するものとする。
- 4) 民間付帯施設事業の維持管理業務及び運営業務は、原則 2023 年 4 月 1 日から開始し、終了は 2038 年 3 月 31 日までとする。
- 5) 民間付帯施設の運営に必要な内外装工事等は、運営業務の開始日までに行うものとする。

7 事業実施

落札者は、特別目的会社（事業者）を設立し、事業契約を締結し、事業を実施する。

## 第2章 経緯

### 1 落札者決定までの主な経緯

落札者決定までの主な経緯は下表のとおりである。

日 程	内 容
<入札公告及び入札説明書等の公表関係>	
2019年3月8日(金)	入札公告及び入札説明書等の公表
3月8日(金)～3月14日(木)	現地説明会の参加受付
3月18日(月)	現地説明会の開催
<入札説明書等に関する質問回答関係>	
3月25日(月)～3月26日(火)	入札説明書等に関する質問書(1回目)の提出
4月22日(月)	入札説明書等に関する質問回答書(1回目)の公表
5月27日(月)～5月28日(火)	入札説明書等に関する質問書(2回目)の提出
6月21日(金)	入札説明書等に関する質問回答書(2回目)の公表
<競争参加資格確認申請関係>	
5月13日(月)～5月14日(火)	入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出
5月27日(月)	競争参加資格確認審査結果の通知
5月28日(火)～6月7日(金)	競争参加資格がないと認めた理由説明請求書の提出
6月17日(月)	競争参加資格がないと認めた理由説明請求回答書の送付
<入札説明書等及び民間付帯施設事業提案関係>	
5月27日(月)～5月28日(火)	入札説明書等及び民間付帯施設事業提案に関する個別対話の受付、民間付帯施設事業に関する提案提出期間
6月3日(月)	入札説明書等及び民間付帯施設事業提案に関する個別対話の実施
6月21日(金)	民間付帯施設事業に関する提案への回答
<入札及び提案審査関係>	
7月16日(火)～7月17日(水)	入札書等及び提案書の提出
7月17日(水)	入札書の開札
8月27日(火)	提案書の審査及び優秀提案者の選定(プレゼンテーション・ヒアリングを実施)
8月30日(金)	落札者の決定

### 2 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設整備業務、維持管理業務、民間付帯施設事業を通して、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。

したがって、事業者の選定を行うに当たっては、入札金額とともに、事業能力、施設整備能力、維持管理能力、民間付帯施設事業提案、その他の条件を総合的に評価し落札者を決定する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行った。

### 3 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として競争参加資格確認審査、第二次審査として提案内容審査（入札金額の適格審査、基礎項目の適格審査、加点項目の審査、総合評価値の算定）を行った。

### 4 事業者選定の体制

大学が設置した「名古屋大学 PPP/PFI 事業検討委員会」（以下「審査委員会」という。）は、落札者決定基準を審議・決定するとともに、入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、優秀提案者を選定した。

なお、審査委員会は下表の 10 名の委員で構成され、審議内容は原則として非公開とした。

審査委員会の審査委員（2019年3月31日まで）

役割	氏名	所属・職名等
委員会	木村 彰吾	名古屋大学財務・施設整備担当理事
委員	奥宮 正哉	名古屋大学施設・環境計画推進室 室長
	藤田 常	名古屋大学財務部 部長
	中西 幸博	名古屋大学施設管理部 部長
	加納 白一	中部PFI／PPP研究会 理事・事務局長
	野田 裕之	小川総合法律特許事務所 弁護士
	恒川 和久	名古屋大学工学部・工学研究科 准教授
	大矢 淳一	名古屋大学工学部・工学研究科 事務部長
	河合 泰和	名古屋大学教育推進部 教育監
	加藤 滋	名古屋大学研究協力部 産学官連携監

審査委員会の審査委員（2019年4月1日以降）

役割	氏名	所属・職名等
委員会	木村 彰吾	名古屋大学財務・施設整備担当理事
委員	奥宮 正哉	名古屋大学施設・環境計画推進室 室長
	藤田 常	名古屋大学財務部 部長
	中西 幸博	名古屋大学施設管理部 部長
	加納 白一	中部PFI／PPP研究会 理事・事務局長
	野田 裕之	小川総合法律特許事務所 弁護士
	恒川 和久	名古屋大学工学部・工学研究科 准教授
	市川 真康	名古屋大学工学部・工学研究科 事務部長
	樋田 浩和	名古屋大学教育推進部 教育監
	山口 茂	名古屋大学研究協力部 部長

### 第3章 競争参加資格確認審査（第一次審査）

#### 1 競争参加資格の確認審査

大学は、入札参加者が備えるべき競争参加資格の要件（入札説明書に記載の要件）を満たしているかについて確認審査を行った。

2019年5月14日までに下表に示す2グループからの応募があり、いずれの入札参加グループも競争参加資格の要件を満たしていることを確認し、2019年5月27日にその旨を通知した。

入札参加グループ名	代表企業	構成員	協力企業
ユニホーグループ	株式会社ユニホー	株式会社鴻池組、池田建設株式会社、株式会社ライフポート西洋	株式会社山下設計
清水建設グループ	清水建設株式会社	清水建設株式会社、株式会社東急コミュニティー	株式会社安井建築設計事務所

#### 2 民間付帯施設事業提案の採否

大学は、入札参加者から提出されたに様式に基づいて民間付帯施設事業提案書の採否を確認し、採用可能である旨を2019年6月21日までに通知した。

## 第4章 提案内容審査（第二次審査）

提案内容審査（第二次審査）は、入札参加者より提出された入札書等及び提案書について、審査委員会が落札者決定基準に基づいて行った。

### 1 入札金額の適格審査

大学は、入札書に記載された入札金額より算定される落札金額（契約金額）が予定事業費の範囲内であることを確認した。

2019年7月17日までに2グループから入札書等及び提案書が提出され、同日（2019年7月17日）に開札した結果、ユニホーグループの落札金額（契約金額）は予定事業費の範囲内であり、清水建設グループについては、予定事業費の範囲外であった。

そのため、ユニホーグループは適格、清水建設グループは不適格（失格）とした。

入札金額の適格審査の結果は下表のとおりである。

項目	グループ	ユニホーグループ	清水建設グループ
入札金額 [円] 税抜き		6,641,221,601	8,007,177,430
落札金額（契約金額） [円] 税込み		7,288,654,450	8,793,649,005
適格・不適格（失格）		適格	不適格（失格）

### 2 基礎項目の適格審査

審査委員会は、入札金額の適格審査において適格とされたユニホーグループより提出された提案書の内容が、以下1)、2)を満たしているかについて審査を行った。

- 1) 入札説明書等で規定されている要求水準のうち、下記の「基礎項目及び審査基準」を全て充足している。なお、1項目でも基礎項目を充足していない場合又は基礎項目について記載のない場合は、欠格とする。
- 2) 入札参加者が提出した入札書等及び提案書の内容について、入札説明書等で規定されている要求水準を全て充足していることを、〈様式 27〉要求水準に関する誓約において誓約している。なお、本様式にて誓約がなされていない場合は、欠格とする。

#### 基礎項目及び審査基準

基礎項目		審査基準
① 事業計画に関する事項	ア 事業工程	a 実現可能な事業工程となっているとともに、事業条件が満たされていること。
	イ 入札金額	a 算定方法に大きな誤りがないこと。
	ウ 特別目的会社	a 出資内容が明記され、出資条件が満たされていること。SPCを設立しない場合は、それを明示すること。
	エ 大学の支払条件	a 施設整備業務、維持管理業務に係る対価の算定方法に大きな誤りがなく、支払条件が満たされていること。
	オ 保険の付保	a 事業者が義務づけている保険に付保されること。
	カ 資金調達	a 資金調達の方法、金額、条件などが明示されていること。
	キ 事業収支	a 事業収支の計算に大きな誤り等がないこと。

		b 各種発生費用の項目及び算定方法に大きな誤りがないこと。
		c 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。
② 施設整備業務に関する事項	a	事業場所の範囲内に配置されていること。
	b	施設の全体規模（延べ面積）について要求水準が満たされていること。
	c	必要諸室の室数及び規模（室面積）について要求水準が満たされていること。
	d	その他は2)の誓約により確認する。
③ 維持管理業務に関する事項	※本項は2)の誓約により確認する。	
④ 民間付帯施設事業に関する事項	a	施設規模が100㎡以上であること。 ※複数の施設を整備する場合は、規模を合算した上で、100㎡以上であること。
	b	運営内容が要求水準を満たし、大学構成員の福利厚生に資するものであること。
	c	その他は2)の誓約により確認する。

2019年8月27日の審査委員会において、ユニホーグループの提案書の内容が1)、2)の両方を満たすことを確認し、ユニホーグループに基礎点100点を付与した。

基礎項目の適格審査の結果は下表のとおりである。

基礎項目の適格審査の結果

基礎項目・審査基準	配点	ユニホーグループ
基礎点 [A]	100点	100.0点

### 3 加点項目の審査

審査委員会は、基礎項目の適格審査において適格とされたユニホーグループより提出された提案書の内容について、加点項目の審査を行った。

加点項目の審査は、落札者決定基準に示す加点項目、審査基準及び配点基準に応じて加点を付与するものであり、配点の合計は100点満点とする。

2019年8月27日の審査委員会において、ユニホーグループより提出された提案書の内容について、落札者決定基準に基づき審査し、加点項目毎に加点の付与を行った。

加点項目審査の結果は下表のとおりである。

加点項目審査の結果

加点項目	配点	ユニホーグループ
1) 事業計画に関する提案	12点	8.4点
ア 事業実施における取組姿勢、総合的な体制、リスク対応	6点	4.2点
イ 資金調達等の確実性、事業収支等の安定性	6点	4.2点
2) 施設整備業務に関する提案	62点	43.5点
① 実施体制、業務計画	12点	6.0点
ア 施設整備業務の実施体制、業務計画	6点	4.2点

	イ 施工計画、安全確保、周辺環境配慮、環境負荷低減	6 点	1.8 点
②	施設計画	50 点	37.5 点
	ア 事業場所全体の配置計画、動線計画	5 点	5.0 点
	イ 平面計画、断面計画、動線計画、室内環境計画、設備計画	5 点	3.5 点
	ウ 産学連携、地域連携の促進	5 点	5.0 点
	エ 用途機能との整合性と変化への対応	5 点	3.5 点
	オ 闊達な交流を促進する居住性の高い屋内外空間実現	5 点	5.0 点
	カ 学生の様々な活動への対応	5 点	3.5 点
	キ キャンパス景観に配慮したデザイン	5 点	3.5 点
	ク 高度な省エネルギー等の実現	5 点	1.5 点
	ケ 維持管理・運営が容易な施設	5 点	3.5 点
	コ 安全・安心で快適な施設	5 点	3.5 点
3)	維持管理業務に関する提案	16 点	11.2 点
	ア 実施体制	6 点	4.2 点
	イ 業務計画	10 点	7.0 点
4)	民間付帯施設事業に関する提案	10 点	7.0 点
	ア 民間付帯施設事業の実施体制・事業計画、運営内容	10 点	7.0 点
加 点 …… [B]		100 点	70.1 点

#### 4 総合評価

総合評価の結果は下表のとおりであり、ユニホーグループを最優秀提案者として選定した。

##### 基礎点・加点

基礎点 [A]	100.0 点
加 点 [B]	70.1 点
合 計 [A+B]	170.1 点
大学が事業者を支払うサービス購入費に消費税及び地方消費税を加えた総額 (契約金額) [C]	7,288,654,450

##### 総合評価値

総合評価値 [D = (A+B) / C × 10 <sup>9</sup> ]	23.34 点
順 位	1 位

#### 5 VFM評価

落札者の提案に基づきVFMの評価を行った結果、約3.0%となることが確認された。

## 第5章 審査講評

### 1 個別講評

ユニホーグループより提出された提案は、入札説明書等で規定されている要求水準のうち、事業計画等の基礎項目に関して、十分に審査基準を満足するものであった。

基礎項目の適格審査後に実施した加点項目の審査において、特に評価された提案は以下のとおりである。

#### (1) 事業計画に関する提案

- ・代表企業がSPCのプロジェクトマネジメントに特化し、セルフモニタリング実施体制を構築することが提案されている。大学との連絡体制、事業の一元管理や情報共有のためのシステム構築について具体的な提案がなされている。
- ・グループ内のリスク分担の明確化、主要リスクへの未然防止策、ファイナンスの安全性などの具体的な提案がなされている。

#### (2) 施設整備業務に関する提案

##### 1) 実施体制、業務計画

- ・本施設と同種実績を豊富に持つ体制と、大学の要望や変更にも柔軟に対応する提案がなされているとともに、交流広場について学内コンペ実施やワークショップ実施の付加提案がなされている。
- ・施工期間中の安全配慮や環境配慮等の面では特筆すべき提案は少なかった。

##### 2) 施設計画

###### ① 事業場所全体の配置計画、動線計画

- ・建物形状をコンパクトにまとめることで、外部空間を充実する提案や、通り抜け空間を活用した南北動線による施設内各所へのアクセス向上、建物の正面性と視認性向上について具体的な提案がなされている。
- ・駐輪場の配置計画を検討することで、駐輪場北側に新たな広場を整備、交流広場や既存広場との一体化を図り、散策路・交流広場を充実する付加提案がなされている。

###### ② 平面計画、断面計画、動線計画、室内環境計画、設備計画

- ・教育研究棟を8階建てにすることで合理的なフロア構成が提案され、研究連携や交流促進、維持管理費の縮減を図る提案がなされている。

###### ③ 産学連携、地域連携の促進

- ・産学連携諸室をワンフロアに集約し、交流を生むラウンジ設置やセキュリティライン構築についての具体的で優れた提案がなされている。
- ・寄付施設に求める独立性やシンボル性に配慮しながら、ガラスを活用した外部空間との関係向上などの具体的な提案がなされている。

###### ④ 用途機能との整合性と変化への対応

- ・基準階における研究室、実験室等のゾーニングやモジュール構造について、将来拡張やレイアウト、用途の変更への対応に配慮した提案がなされている。

- ⑤ 闊達な交流を促進する居住性の高い屋内外空間実現
  - ・ノーベルロードに沿った講義室や屋外テラスの計画や賑わいのあるシークエンスを創出し、交流促進について具体的で優れた提案が多くなされている。
- ⑥ 学生の様々な活動への対応
  - ・交流広場へのパーゴラ設置、イベント等対応機能の付加による憩いの場と活動の場の提供など、学生が主体的に学べる空間づくりを行うなどの優れた提案がなされている。
- ⑦ キャンパス景観に配慮したデザイン
  - ・外壁面の変化やガラス面の多用により、人の気配や活動が外からも感じ取れる親しみやすいデザインとし、周辺建物のデザインに配慮やノーベルロードへの圧迫感抑制及び立体的な景観形成などの具体的な提案がなされている。
- ⑧ 高度な省エネルギー等の実現
  - ・太陽光発電パネル、吹抜け・階段室を利用したエコボイド、地下ピットを利用した地熱利用等の自然エネルギーを利用した省エネルギー手法などの提案がなされているが、やや一般的な内容であった。なお、提案されたパッシブデザインの効果が十分に発揮されるよう、設計段階において建築計画との整合を十分に図られることを期待したい。
- ⑨ 維持管理・運営が容易な施設
  - ・ユニバーサルデザインや障害者配慮に具体的な計画をしており、将来の増設やメンテナンスを見込んだゆとりのある設備スペースを確保するなどの提案がなされている。
- ⑩ 安全・安心で快適な施設
  - ・井水の非常時における飲料水利用、SPD（避雷器）の各所設置、交流広場に炊き出し可能なかまどベンチ、非常電源、備蓄倉庫等を設置するなど、具体的な提案がなされている。

### (3) 維持管理業務に関する提案

- ① 実施体制
  - ・本施設から近隣に維持管理担当業者が配され、また独自の維持管理情報管理システムを活用することで、記録のデータ管理や緊急時等に迅速対応する具体的な提案がなされている。
- ② 業務計画
  - ・計画的保守の実施による長寿命化や劣化度具合に応じた修繕計画を策定することなど、事業期間終了後の性能確保に向けた修繕等を実施についての具体的な提案がなされている。

#### (4) 民間付帯施設事業に関する提案

- ・民間付帯施設事業の形態は、本施設と合わせて民間付帯施設を設置し、民間付帯施設は選定事業者が保有・運営する合築・BOT方式である。民間付帯施設の規模は、大学が期待する300㎡を超えており、かつコンセプトに沿った提案がなされている。
- ・出店、撤退リスクを抑制する計画を提示しつつ撤退時の代替えに配慮されている。また、大学の付加価値・魅力の向上に資する実施内容について具体的な提案がなされている。

## 2 総合講評

本事業は、設計・建設・維持管理業務に民間付帯施設事業を含み、高度な教育・研究・実験環境の整備、周辺施設及び環境との調和を求め中、また厳しい制約条件の中での整備に対する提案を求めているのに対し、ユニホーグループの提案は、要求水準を十分に満たしており、加えて、意欲的な取り組みとともに独自の強みを活かし、民間事業者ならではのノウハウを生かした創意工夫を大いに発揮した提案であった。その熱意に敬意を払うところである。

しかしながら、「施設整備業務に関する提案」を中心に、細部においては解決すべき課題も散見されることから、事業の実施に当たっては、より一層の検討や十分な大学との協議を行うことにより、万全の実施となることを期待するところである。

以上